

## 水道局建設工事重点監督実施要領

### (趣旨)

第1条 奈良県水道局の入札する建設工事において、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質確保を図ることを目的として、重点監督の実施について必要な事項を定める。

### (総則)

第2条 「重点監督」とは、「水道局建設工事監督要領」(以下「監督要領」という。)に定める監督に加え、施工状況の確認及び把握の強化を実施することをいう。「重点監督」の実施は監督要領及び「水道局建設工事検査要領」(以下「検査要領」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### (対象工事)

第3条 重点監督の対象工事は次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札を行い、契約を行った工事(以下、「低入札工事」という。)
- (2) 水道局長が、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質確保を図るために特に必要と認めた工事。

### (重点監督体制)

第4条 重点監督の対象工事は、監督要領第3及び第4に定めるところによる監督責任者及び監督員に加えて、「重点監督員」「指導点検員」をおくものとする。

- 2 重点監督員は、業務課主幹又は課長補佐若しくは、業務課長が指名する者とする。
- 3 指導点検員は、県土マネジメント部技術管理課の検査員若しくは、県土マネジメント部技術管理課長が指名する者とする。
- 4 出先機関の長(以下、「所長」という。)は、監督要領第4条に定める監督員のほか、監督員を補助する者(以下、「現場技術員」という。)を配置することができる。

### (重点監督の実施)

第5条 監督員は、「重点監督実施フロー(別表1)」に基づき、以下の事項及び監督員が必要と認める事項により重点監督を実施するものとする。

- (1) 段階確認は、「段階確認一覧(別表2)」によるものとする。
  - (2) 施工状況把握は、「施工状況把握一覧(別表3)」によるものとする。
  - (3) (別表2、3)に定めのない工種においては、現場立会い回数を増やし、工事費に占める工場製作費が大きい場合は原則として工場検査を行い、管理体制の充実を図るものとする。
- 2 監督員は、施工プロセスのチェックリストに基づき確認を行うほか、「重点点検簿(別表4)」に定める重点点検を実施するものとする。
  - 3 前2項の重点監督及び重点点検は、監督員または現場技術員が臨場により行うことを原則とする。

- 4 対象工事で重要な工種において総括監督員は、重点監督員及び指導点検員の立会のうえ合同重点点検を行うものとする。
- 5 合同重点点検時において、「施工体制の合同重点点検簿」（点検様式3）により改善指導を行った場合、当該工事の監督員は、施工者に対して文書による改善指示を行ったうえ不適切な事項の改善を求めるものとする。

（請負者の施工体制）

第6条 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事のうち、低入札工事において、主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者（以下、「補助監理技術者」という。）を、専任で1名配置させることとする。

- 2 請負者は、主任（監理）技術者の届出と同様に、補助監理技術者の届出をさせることとする。
- 3 請負者は、前項の届出が提出された後に工事着手できるものとし、所長は、本届出が提出されない場合、工事着手の中止その他必要な措置をとるものとする。
- 4 補助監理技術者は、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様の職務を行うものとする。

（請負者の品質管理）

第7条 請負者は、当該工事に適用する「施工管理基準」中の「品質管理基準」に示されているもののうち、現場施工に関する「試験区分」欄の「必須」の項目及び監督員が必要と認める事項について、「試験基準」を2倍の頻度をもって実施し、品質管理を行うものとする。

（検査）

- 第8条 監督員は、中間検査の実施に関して「平成13年10月19日付技号外」の通知文の一層厳格な運用を行い適切な時期に実施するものとする。
- 2 検査に際しては、「検査要領」及び「水道局建設工事技術検査基準」等の諸基準により、一層厳格な検査を実施するものとする。

（結果報告）

第9条 所長は、当該工事が完了したときは、重点監督報告書（点検様式4）により点検結果をまとめて、水道局長に報告するものとする。

附則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。